

別紙添付⑭

平成25年(ワ)第6239号 損害賠償請求事件

原告 大洋リアルエステート株式会社

被告 株式会社三菱地所設計 外6名

第4準備書面

平成26年9月16日

大阪地方裁判所第9民事部合1係 御中

被告 株式会社三菱地所設計

訴訟代理人弁護士 大 森 文



原告第5準備書面(平成26年7月18日付)第2に対し、以下のとおり、
認否・反論する。

第1 認否

1. 原告第5準備書面第2・1について

争う。

2. 同第2・2について

(1) 被告三菱地所設計は、被告三菱地所が100%株式を所有している
こと、及び被告三菱地所と法人格が別であることの限度で認め、その
余は、否認ないし争う。

(2) 被告三菱地所設計の役員は合計29名(平成26年4月1日現在、
執行役員を含む)であり、全員被告三菱地所に在籍しているが、被告
三菱地所設計は、被告三菱地所と実質同体ではない。

(3) ① また、原告は、「被告三菱地所が被告三菱地所設計の営業を代行

し重要な決定を下していた」旨主張するが、誤りである。

② 被告三菱地所設計の本件での業務は、設計業務及び監理業務であるが、これを被告三菱地所が代行した訳でもなければ、当該業務において重要な決定を被告三菱地所が下した訳でもない。

(4) さらに、被告三菱地所設計は、原告と契約関係にない。かつ本件の「特定資産管理処分受託者」は、被告三菱地所である(甲16)。したがって、被告三菱地所設計は、被告三菱地所を通じてしか打合せはしていない。

3. 同第2・3(1)について

(1) 全て否認ないし争う。

(2) 被告三菱地所設計は、設計者かつ監理者にすぎず、本件建物の引渡しに関する権限はない。

4. 同第2・3(2)について

(1) 一部不正確な記載があることを含め、趣旨において、全て否認ないし争う。

(2) 2009年(平成21年)12月24日～2010年(平成22年)6月30日までの経緯については、第2で述べる。

5. 同第2・3(3)について

(1) 1行目～3行目について

① 平成22年1月5日に検査済証が交付されたことの限度で認め、その余は否認ないし争う。

② 平成22年12月24日は、完了検査を「受検」しただけであり、「合格」した訳ではない。

③ 平成22年4月7日は、国土交通省が「Kウォール」を用いた外壁について、耐火構造の仕様に適合しないことが判明した旨を「公表」した日であり、不適合の「判定」が出された日ではない。

- ④ 原告は、本件建物だけを自主的に改善工事をした旨主張しているが、本件建物だけかどうか、正確には不知である。因みに、原告が提出した甲第49号証の第2項には、「7物件中6物件の是正工事が実施され、完了した」とある。

(2) ワールド北青山について

- ① P. 4・8行目～10行目は、不知。
- ② 11行目～21行目は、争う。
- ③ 下から4行目中、「この「ワールド北青山」と全く同じ仕様ながら」は、不知。
- ④ 下から4行目「一人のテナントも入って」～P. 5・17行目まで、否認ないし争う。
- ⑤ 被告三菱地所設計は、是正工事施工計画書など作成していない。作成したのは、訴外鹿島建設である。
- ⑥ 被告三菱地所設計は、施工も行っていない。施工したのは、訴外鹿島建設である。
- ⑦ 被告三菱地所設計は、大阪市や原告に虚偽の報告など行っていない。
- ⑧ なお、「構造方法等の認定申請」は、平成22年3月25日付で行われている(乙E16)。したがって、国土交通大臣からの認定書の交付(平成22年4月12日。乙E17)までは、中17日間である。

6. 同第2・3(4)について

- (1) 全て否認ないし争う。
- (2) 原告の勝手な推測である。

7. 同第2・3(5)について

全て否認ないし争う。

8. 同第2・4について

全て争う。

第2 被告三菱地所設計の反論

1. 平成21年12月24日～平成22年6月30日までの経緯について
被告三菱地所設計の監理業務に関する、平成21年12月24日～平成22年6月30日までの主な経緯については、添付別紙の「経緯一覧表」のとおりである。

2. まとめ

原告の主張は、根拠のない憶測である。被告三菱地所設計が、監理者として、誠実に業務を遂行していることは、「経緯一覧表」から明らかである。

以上

添付別紙

経緯一覧表	
日付	内容
2009年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本建築センターによる完了検査が実施された。 ・この時点で、KOパネルの「施工結果」に瑕疵があることを全く知らなかった。 ・鹿島建設の担当者より、「他の物件でKOパネルに一部アルミ合金製リベットが使用されていることが判明したこと」、しかし、「本件建物では、納品書上、鋼製リベットであることを確認するとともに、実物についても、鋼製リベットが確認されたこと」の連絡を受けた(乙E1。文書自体は、後日受領した)。 ・担当者自らも鋼製リベットの使用を一部(全体の約2%)確認した(乙E2)。 ・鹿島建設に対し、全数点検を指示した(乙E3)。 ・被告三菱地所にも報告した(乙E2)。
2010年01月06日	<ul style="list-style-type: none"> ・被告三菱地所に対し、鹿島建設から、今後、「より多い面積で外装の確認をすることを考えている」旨の連絡を受けた旨の報告をした(乙E4)。
2010年01月07日	<ul style="list-style-type: none"> ・夜の10時半ころ、鹿島建設から、メールで、調査の結果、KOパネルに関し、一枚のパネルからアルミリベットが発見された旨の報告を受けた(乙E5の1、2)。
2010年01月08日	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者が調査に赴き、大多数は鋼製リベットであることが確認できたが、20階の一部に磁石がつかないリベットが数本確認されたため、直ちに電話で被告三菱地所に報告した。
2010年01月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・1月9日(土)、10日(日)及び成人の日である11日(月)が連休であったため、この日、鹿島建設から、正式に書面をもってKOパネルの施工結果の通知を受けた(乙E6)。 ・鹿島建設は、被告三菱地所に対し、東京において、同内容の報告をし、被告三菱地所設計もこれに同席し、被告三菱地所に対し、KOパネルの施工結果を報告した。 ・鹿島建設に対し、目地について報告を求め、かつ接合材について全数検査を指示した(乙E7)。

2010年01月14日	・検査済証の有効性に関する指定確認検査機関の見解について、被告三菱地所に報告した(乙E9)。
2010年01月18日	・鹿島建設に対し、目地及び接合材については是正を指示した(乙E8)。
2010年01月21日	・被告三菱地所へ、KOパネルについて、報告書(乙E10)を提出した。
2010年02月17日	・鹿島建設に対し、是正工事計画書の提出を指示した(乙E11)。
2010年03月18日	・鹿島建設より、「御堂筋フロントタワー外装 KO パネル耐火認定試験結果及び改善工事の実施について」と題する書面(乙E12)について説明があった。
2010年03月23日	・被告三菱地所に対し、鹿島建設から出されている上記乙E第12号証の書面について報告した(乙E13)。
2010年03月26日	・鹿島建設より、KOパネルの耐火認定試験結果及び改善工事の実施に関する書面(乙E14)が提出され、説明を受けた。 ・同時に鹿島建設より、財団法人建材試験センターから、「性能評価書」(第09EL793号)(乙E15)を受領し、2010年3月25日に国土交通省に「構造方法等の認定申請書」(乙E16)を提出した旨の報告があった。 ・上記の件は、鹿島建設からすでに被告三菱地所に報告済みであった。
2010年04月07日	・国土交通省が、HPにて、『「KOウォール」を用いた外壁の耐火構造の仕様との不適合について』を掲載した(甲24の1)。 ・鹿島建設は、HPにて、『「KOウォール」の外壁耐火構造の不適合について』の見解を発表した(甲24の2)。
2010年04月12日	・「国土交通大臣認定書 国住指第4882号」(乙E17)が発行された。
2010年04月16日	・鹿島建設より、「御堂筋フロントタワー外装 KO パネル耐火大臣認定取得報告及び改善工事の着工について」と題する書面(乙E18)について説明があった。
2010年04月19日	・被告三菱地所に対し、鹿島建設から出されている上記乙E第18号証の書面について報告した(乙E19)。
2010年04月21日	・鹿島建設より、外装 KO パネルの改善工事に関する施工計画書を受領した。
2010年05月26日 ～ 2010年06月27日	・その後、改善工事(試験施工を含む)が実施され、工事監理者として、適宜、工事の状況を確認した。

2010年06月28日	・大阪市建築主事に対し、建築基準法第12条5項に基づく報告書を提出した（甲50）。
2010年06月30日	・被告三菱地所に対し、改善工事が完了した旨の報告をした（乙E20）。